

「学校の部活動に係る活動方針」

高崎女子高等学校

1 基本的方針

- (1) 生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとする。
- (2) 各自のニーズに応じた活動を行うことができるよう、参加や活動内容について柔軟に対応する。
- (3) 生徒がバランスのとれた生活が送れるよう、またあらゆる面で負担過重にならないよう活動時間を設定したり、休養日を設ける。

2 指導体制

- (1) 指導内容に充実、生徒の安全確保、教師の長時間労働の解消の観点から、適正な数の部を設置するため、部の統廃合・新設等については常時検討を行う。
- (2) 顧問の決定にあたっては校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意する。

3 生徒のニーズを踏まえた指導

- 生徒のスポーツに関するニーズは競技力の向上以外にも友達と楽しめる、適切な頻度で行える等多様であり、そのニーズに応じた活動を行う。

4 部活動検討委員会の設置

- 部活動に対しての取り組みや各部の活動の評価・改善のために学校評議員会を部活動検討委員会とし、必要に応じて改善策等を検討する機関とする。

5 適切な指導

- (1) 運動部においては適切に休養をとり、トレーニングを効果的に実施し怪我の予防に努める。
- (2) 生涯スポーツに親しむ基礎を培うとともに、生徒の目標を達成できるよう指導する。
- (3) 発達個人差や男女差、成長期の心身に関する正しい理解をもって指導する。
- (4) 指導にあたっては生徒の人間性や人格の尊厳を損なったりするような言動は許されない。

6 適切な休養日・活動時間の設定

- (1) 少なくとも週1日以上休養日を設定する。
- (2) 原則として平日では2時間程度、休業日では3時間程度とする。終日の活動になる場合は健康管理に十分に配慮し、休養時間を適切に設定する。

7 各部の活動

部活動活動時間

	新体操	バスケット	ソフトテニス	バレエ	卓球	ハンド	山岳	陸上	剣道	テニス	弓道	ソフトボール	サッカー	音楽	吹奏楽	演劇	マンドリン	百人一首
平日	3	2.5	2	2.5	2	2	1.5	2.5	2	2	2	2.5	2	2	2	2	2	2
休日	7	5	6	7	3	3	0	3	3	3	3	4	2	6	3	3	3	3
備考	休養日（平日の中で週1日）	休養日（水曜）	休養日（原則月曜日）	休養日（月曜日から火曜日）	休養日（日曜）	休養日（日曜）	休養日（木曜）	休養日（木曜日・日曜日）	休養日（日曜日から月曜日）	休業日（日曜）	休養日（日曜）	休業日（月曜）	休養日（日曜）	休養日（日曜）	休養日（土曜または日曜）	休養日（土曜または日曜）	休養日（日曜）	休養日（日曜）

	書道	茶華道	放送	JRC	写真	漫画研究	物理	化学	地学	生物	語学	服飾	食物	文芸	新聞	映画	美術
平日	2	2	3	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
休日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
備考	月水金曜活動	月金曜活動	月水金曜活動	水曜活動	火水金のいずれかに活動	平常時は木金曜活動	月水曜活動	火金曜活動	休火日は金不曜定期活動実・施屋休み毎日観測	月水金活動土日発表会前のみ	火水曜活動	月火水木金に活動	月に1回程程度の活動	平常時は火金曜活動	月火水木金曜日活動	月水曜活動	休養日（日曜）平日不定期